

「個人番号登録手数料」および「相続時口座照会手数料」の新設について

2025年3月

茨城県信用農業協同組合連合会

当会は、2025年4月1日（火）より以下のとおり預貯金口座へのマイナンバーの付番および相続時の預貯金口座照会にかかる手数料を新設いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 新設日

2025年4月1日（火）

2. 新設する手数料

（1）個人番号登録手数料・・・無料

口座管理法による「預貯金口座付番制度」について

預貯金者の方が希望した場合、口座にマイナンバーを付番（※）する制度です。

※付番とは、マイナンバーを預貯金口座に紐づけることです。預貯金口座に付番することによって、災害時や相続時に、一つの金融機関の窓口において、マイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認できるようになります。

（2）相続時口座照会手数料・・・5,060円（消費税込）／1件につき

「相続時預貯金口座照会」について

相続人（包括受遺者を含む）は、被相続人（亡くなられた方）を名義人とする全ての金融機関の預貯金口座（被相続人のマイナンバーに紐づくものに限る）の情報（※1）を求めることができます。（※2）

※1 通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号です。口座の残高、被相続人のマイナンバーは含みません。

※2 被相続人が亡くなってから10年以内であればお申込みが可能です。

※3 お申込み受付後は、結果通知の内容にかかわらず手数料をお返しすることはできません。

本件に関するお問い合わせ先

茨城県信用農業協同組合連合会

営業部（貯金担当）

029 - 232 - 2038